

○ 圏域相談支援体制とは？

＜日常生活圏域＞

帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定められた、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位

＜障害分野における圏域相談支援体制＞

「どこに相談したら良いかわからない」、「すぐに困りごとを聞いて欲しい」等、悩みを抱える障害のある人（家族）に対し、相談支援事業所が協力（お互いがお互いをカバーし合い）・連携（情報共有）しながら、地域全体で障害のある人が相談しやすい体制を作っていくもの

※相談に来た人を安易に他の事業所に紹介したり、現に対応をしている人を振り分けたりするものではない

